

薬食発第0304004号
平成21年3月4日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長

バイオ後続品の承認申請について

医薬品の製造販売の承認申請の取扱いについては、平成17年3月31日付け薬食発第0331015号医薬食品局長通知「医薬品の承認申請について」(以下「局長通知」という。)により取り扱ってきたところであるが、今般、バイオ後続品の承認申請書に添付すべき資料の範囲に関して、局長通知の一部を下記のとおり改正し、平成21年4月1日以降の申請より適用することとするので、御了知の上、その適正な運用に努められるようお願ひいたしたい。

記

1. 局長通知の記の第1の2中(22)を(23)とし、(7)から(21)までを(8)から(22)までとし、(6)の次に次のように加える。
(7) バイオ後続品とは、既に販売承認を与えられているバイオテクノロジー応用医薬品と同等／同質の医薬品をいう。
2. 局長通知の記の第2の6中「(8の2)」を「(9の2)」に改める。
3. 別表2-(1) 医療用医薬品を次のように改める。

別表2－(1) 医療用医薬品

左 欄	右 欄						
	イ 1 2 3	ロ 1 2 3	ハ 1 2 3	ニ 1 2 3	ホ 1 2 3 4 5 6	ヘ 1 2 3 4 5 6 7	ト
(1) 新有効成分含有医薬品	○○○	○○○	○○○	○○△	○○○○×△	○○○△○△△	○
(2) 新医療用配合剤	○○○	×○○	○○○	○△△	○○○○×△	○○×××△×	○
(3) 新投与経路医薬品	○○○	×○○	○○○	○△△	○○○○×△	○○×△○△△	○
(4) 新効能医薬品	○○○	×××	×××	○××	△△△△×△	××××××	○
(5) 新剤型医薬品	○○○	×○○	○○○	×××	○○○○×△	××××××	○
(6) 新用量医薬品	○○○	×××	×××	○××	○○○○×△	××××××	○
(7) バイオ後続品	○○○	○○○	○△△	○××	△△△△×△	△○×××△△	○
(8) 剤型追加に係る医薬品 (再審査期間中のもの)	○○○	×○○	△△○	×××	××××○×	××××××	×
(8の2) 剤型追加に係る医薬品 (再審査期間中でないもの)							
(9) 類似処方医療用配合剤 (再審査期間中のもの)	○○○	×○○	○○○	△△×	×××××	○△×××△×	○
(9の2) 類似処方医療用配合剤 (再審査期間中でないもの)							
(10) その他の医薬品 (再審査期間中のもの)	×××	×△○	××○	×××	××××○×	××××××	×
(10の2) その他の医薬品 ((10)の場合あって、生物製剤等の製造方法の変更に係るもの)							
(10の3) その他の医薬品 (再審査期間中でないもの)							
(10の4) その他の医薬品 ((10の3)の場合あって、生物製剤等の製造方法の変更に係るもの)							

注) 右欄の記号及び番号は別表1に規定する資料の記号及び番号を示し、原則として、○は添付を×は添付の不要を△は個々の医薬品により判断されることを意味するものとする。

参考

薬食発第 0331015 号

平成 17 年 3 月 31 日

(平成 21 年 3 月 4 日付薬食発第 0304004 号医薬食品局長通知により下線部を改正。
平成 21 年 4 月 1 日以後適用。)

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長

医薬品の承認申請について

医薬品の製造又は輸入の承認申請の取扱いについては、平成 11 年 4 月 8 日付医薬発第 481 号医薬安全局長通知「医薬品の承認申請について」により取扱ってきたところですが、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 96 号）による改正後の薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）の施行に伴い、今般、下記のとおり医薬品の製造販売の承認申請に関する取扱いを定めましたので、御了知の上、その適正な運用に努められるようお願いします。

この通知は、平成 17 年 4 月 1 日以降に行われる医薬品の承認申請について適用します。

なお、この通知の適用に伴い、平成 11 年 4 月 8 日付医薬発第 481 号医薬安全局長通知「医薬品の承認申請について」は廃止いたします。

記

第 1 総則

- 1 医薬品の製造販売の承認については、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 96 号）による改正後の薬事法（昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。）第 14 条の規定に基づき、これを製造販売しようとする者から申請があった場合に、申請に係る医薬品の成分・分量、用法・用量、効能・効果、副作用等に関する所要の審査を行った上で、厚生労働大臣が品目ごとにその承認を与えることとされており、承認申請にあたっては、その時点における医学薬学等の学問水準に基づき、倫理性、科学性及び信頼性の確保された資料により、申請に係る医薬品の品質、有効性及び安全性を立証するための十分な根拠が示される必要がある。
- 2 この通知において用いる用語は以下のとおりとする。
 - (1) 新医薬品とは、法第 14 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する新医薬品をいう。

- (2) 医療用医薬品とは、医師若しくは歯科医師によって使用され又はこれらの者の処方せん若しくは指示によって使用されることを目的として供給される医薬品をいう。
- また、次のいずれかに該当する医薬品は、原則として医療用医薬品として取扱うものとする。
- ア 処方せん医薬品、毒薬又は劇薬。ただし、毒薬、劇薬のうち、人体に直接使用しないもの（殺虫剤等）を除く。
- イ 医師、歯科医師が自ら使用し、又は医師、歯科医師の指導監督下で使用しなければ重大な疾病、障害若しくは死亡が発生するおそれのある疾患を適応症にもつ医薬品
- ウ その他剤型、薬理作用等からみて、医師、歯科医師が自ら使用し、又は医師、歯科医師の指導監督下で使用することが適當な医薬品
- (3) 一般用医薬品とは、医療用医薬品として取扱われる医薬品以外の医薬品をいう。
- (4) 新有効成分含有医薬品とは、既に製造販売の承認を与えられている医薬品及び日本薬局方に定められている医薬品（以下「既承認医薬品等」という。）のいずれにも有効成分として含有されていない成分を有効成分として含有する医薬品をいう。
- (5) 新投与経路医薬品とは、既承認医薬品等と有効成分は同一であるが、投与経路（経口、皮下・筋肉内、静脈内、経皮、経直腸、経膣、点眼、点耳、点鼻、吸入等の別をいう。）が異なる医薬品をいう。
- (6) 新効能医薬品とは、既承認医薬品等と有効成分及び投与経路は同一であるが、効能・効果が異なる医薬品をいう。
- (7) バイオ後続品とは、既に販売承認を与えられているバイオテクノロジー応用医薬品と同等／同質の医薬品をいう。
- (8) 新剤型医薬品とは、既承認医薬品等と有効成分、投与経路及び効能・効果は同一であるが、徐放化等の薬剤学的な変更により用法等が異なるような新たな剤型の医薬品をいう。ただし、(10)に規定する剤型追加に係る医薬品は除く。
- (9) 新用量医薬品とは、既承認医薬品等と有効成分及び投与経路は同一であるが、用量が異なる医薬品をいう。
- (10) 剤型追加に係る医薬品とは、既承認医薬品等と有効成分、投与経路、効能・効果及び用法・用量は同一であるが、剤型又は含量が異なる医薬品をいう。
- (11) 配合剤とは、有効成分を二以上含有する医薬品をいう。
- (12) 新医療用配合剤とは、日本薬局方に収められている配合剤及び医療用医薬品として製造販売の承認を与えられている配合剤とその有効成分又はその配合割合が異なる医療用医薬品たる配合剤をいう。ただし、(13)に規定する類似処方医療用配合剤及び総合消化酵素並びに作用が緩和なパップ剤等のうち総合的に評価して新規性がないと判断されるものは除く。

- (13) 類似処方医療用配合剤とは、日本薬局方に収められている配合剤及び医療用医薬品として製造販売の承認を与えられている配合剤とその有効成分及びその配合割合が類似していると判断される医療用医薬品たる配合剤をいう。
- (14) 生物製剤等とは、生物学的製剤基準に収載されているワクチン、血液製剤等の生物学的製剤、組換えDNA技術応用医薬品、細胞培養医薬品その他バイオテクノロジー応用医薬品／生物起源由来医薬品をいう。
- (15) 新一般用有効成分含有医薬品とは、新有効成分含有医薬品以外であって、既承認一般用医薬品の有効成分として含有されていない成分を含有する一般用医薬品をいう。
- (16) 新一般用投与経路医薬品とは、新投与経路医薬品以外であって、既承認一般用医薬品と有効成分は同一であるが、投与経路が異なる一般用医薬品をいう。
- (17) 新一般用効能医薬品とは、新効能医薬品以外であって、既承認一般用医薬品と有効成分及び投与経路は同一であるが、効能・効果が異なる一般用医薬品をいう。
- (18) 新一般用剤型医薬品とは、新剤型医薬品以外であって、既承認一般用医薬品と有効成分、投与経路及び効能・効果は同一であるが、徐放化等の薬剤学的な変更により用法等が異なるような新たな剤型の一般用医薬品をいう。
- (19) 新一般用用量医薬品とは、新用量医薬品以外であって、既承認一般用医薬品と有効成分及び投与経路は同一であるが、用量が異なる一般用医薬品をいう。
- (20) 新一般用配合剤とは、既承認一般用医薬品の有効成分として含有されている成分からなる医薬品であって、既承認一般用医薬品と有効成分の組合せが異なる一般用医薬品のうち、有効成分の組合せが類似していると判断される一般用医薬品以外の一般用医薬品をいう。具体的には、平成20年3月31日付薬食発第0331053号医薬食品局長通知の記第二の1.の(1)①のアからカの医薬品は、新一般用配合剤に該当する。
- (21) 類似処方一般用配合剤とは、既承認一般用医薬品の有効成分として含有されている成分からなる医薬品であって、既承認一般用医薬品と有効成分の組合せが類似処方の一般用医薬品をいう。
- (22) 類似剤型一般用医薬品とは、新剤型医薬品以外であって、既承認一般用医薬品と有効成分、投与経路及び効能・効果は同一であるが、剤型が異なる一般用医薬品のうち、(18)に該当しないものをいう。
- (23) その他の一般用医薬品とは、一般用医薬品であって、(1)から(22)に該当しないものをいう。

第2 承認申請書に添付すべき資料

- 1 承認申請書に添付すべき資料を作成するための試験は、医薬品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準(GLP)、医薬品の臨床試験の実施の基準(GCP)及び申請資料の信頼性の基準を遵守するとともに、十分な設備のある施設において、

経験のある研究者により、その時点における医学薬学等の学問水準に基づき、適正に実施されたものでなければならない。

- 2 承認申請書に添付すべき資料は、原則として邦文で記載されたものでなければならない。ただし、原文が英文で記載されたものであれば、その原文及び日本語要約を提出することで差し支えない。
- 3 承認申請書に添付すべき資料の編集方法及び当該資料を作成するための試験の指針は、必要に応じ別途定めるものとする。
- 4 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成16年厚生労働省令第112号）による改正後の薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第40条第1項第1号に列記されている資料の内容は、概ね別表1の右欄に掲げる資料とする。
- 5 承認申請書に添付すべき資料の範囲は、原則として別表2左欄の区分に従い、同表右欄に示す資料とする。

この場合において分類区分を判定し難い場合には、資料要求数が多い区分によることとし、二以上の区分にまたがる場合には、各々の区分において必要とされる資料を必要とする。ただし、資料作成のための試験が技術的に実施不可能な場合及び当該医薬品の種類、用法等からみて実施する意味がないと考えられる場合は、当該資料の添付を要しない。

- 6 別表2—(1)の(1)から(9の2)に該当する医薬品及び別表2—(2)の(1)から(7)－②に該当する医薬品にあっては、添付した資料の内容を適確かつ簡潔にまとめ、また、効能・効果、用法・用量、使用上の注意の案及びそれらの設定理由に関する情報を盛り込んだ資料概要を提出するものとする。なお、資料概要は、原則として邦文で記載されたものでなければならない。
- 7 新医薬品とその成分・分量、用法・用量及び効能・効果が同一性を有すると認められる医薬品を当該再審査期間中に申請する場合にあっては、当該新医薬品と同等又はそれ以上の資料の添付を必要とする。
- 8 一般用医薬品であって、法第79条の規定に基づき使用時の安全性に関する調査の実施を課せられている医薬品とその成分・分量、用法・用量及び効能・効果が同一性を有すると認められる医薬品を当該調査期間中に申請する場合にあっては、当該調査の実施を課せられている医薬品と同等又はそれ以上の資料の添付を必要とする。
- 9 前記7又は8に該当する場合であっても、法第14条第9項に基づく承認事項の一部変更承認申請の場合には、その事由により添付すべき資料の一部について添付を要しないものとすることができます。
- 10 既承認医薬品等の添加物として使用前例のない添加物を配合する場合又は使用前例があっても投与経路が異なる若しくは前例を上回る量を使用する場合には、当該添加物の品質、安全性等に関する資料を併せて提出することを必要とする。
- 11 体外診断用医薬品の承認申請書に添付すべき資料については、昭和60年6月29日付薬発第662号薬務局長通知「体外診断用医薬品の取扱いについて」に

よる。

- 12 専ら疾病の診断に使用されることが目的とされる医薬品であって人の皮膚にはり付けられるもの及び殺虫剤又は殺菌消毒剤であって人体に直接使用しないものの承認申請書に添付すべき資料については、前記にかかわらず別途示すこととする。

第3 通知の改正について

- 1 既存の通知等については、別途の通知等が発出されない限り、「製造（輸入）承認」とあるのは「製造販売承認」と、「製造（輸入販売）業許可」とあるのは「製造業許可」と読み替えるなど、必要な読み替えを行った上で、引き続き適用されるものであること。
- 2 通知等については、必要に応じ、改正後の法に対応した改正等も併せて行うものとする。

別表1

左 欄	右 欄
イ 起原又は発見の経緯及び外国における使用状況等に関する資料	1 起原又は発見の経緯 2 外国における使用状況 3 特性及び他の医薬品との比較検討等
ロ 製造方法並びに規格及び試験方法等に関する資料	1 構造決定及び物理的化学的性質等 2 製造方法 3 規格及び試験方法
ハ 安定性に関する資料	1 長期保存試験 2 苛酷試験 3 加速試験
ニ 薬理作用に関する資料	1 効力を裏付ける試験 2 副次的薬理・安全性薬理 3 その他の薬理
ホ 吸収、分布、代謝、排泄に関する資料	1 吸収 2 分布 3 代謝 4 排泄 5 生物学的同等性 6 その他の薬物動態
ヘ 急性毒性、亜急性毒性、慢性毒性、催奇形性その他の毒性に関する資料	1 単回投与毒性 2 反復投与毒性 3 遺伝毒性 4 がん原性 5 生殖発生毒性 6 局所刺激性 7 その他の毒性
ト 臨床試験の成績に関する資料	臨床試験成績

別表2－(1) 医療用医薬品

左 欄	右 欄						
	イ 1 2 3	ロ 1 2 3	ハ 1 2 3	ミ 1 2 3	ホ 1 2 3 4 5 6	ヘ 1 2 3 4 5 6 7	ト
(1) 新有効成分含有医薬品	○○○	○○○	○○○	○○△	○○○○×△	○○○△○△△	○
(2) 新医療用配合剤	○○○	✗○○	○○○	○△△	○○○○×△	○○×××△×	○
(3) 新投与経路医薬品	○○○	✗○○	○○○	○△△	○○○○×△	○○×△○△△	○
(4) 新効能医薬品	○○○	✗××	✗××	○××	△△△△×△	✗××××××	○
(5) 新剤型医薬品	○○○	✗○○	○○○	✗××	○○○○×△	✗××××××	○
(6) 新用量医薬品	○○○	✗××	✗××	○××	○○○○×△	✗××××××	○
(7) バイオ後続品	○○○	○○○	○△△	○××	△△△△×△	△○×××△△	○
(8) 剤型追加に係る医薬品 <u>(再審査期間中のもの)</u>	○○○	✗○○	△△○	✗××	✗×××○×	✗××××××	✗
(8の2) 剤型追加に係る医薬品 <u>(再審査期間中でないもの)</u>							
(9) 類似処方医療用配合剤 <u>(再審査期間中のもの)</u>	○○○	✗○○	○○○	△△×	✗×××××	○△×××△×	○
(9の2) 類似処方医療用配合剤 <u>(再審査期間中でないもの)</u>							
(10) その他の医薬品 <u>(再審査期間中のもの)</u>	✗××	✗△○	✗×○	✗××	✗×××○×	✗×××××	✗
(10の2) その他の医薬品 <u>((10)の場合あって、生物製剤等の製造方法の変更に係るもの)</u>							
(10の3) その他の医薬品 <u>(再審査期間中でないもの)</u>							
(10の4) その他の医薬品 <u>((10の3)の場合あって、生物製剤等の製造方法の変更に係るもの)</u>							

注) 右欄の記号及び番号は別表1に規定する資料の記号及び番号を示し、原則として、○は添付を×
は添付の不要を△は個々の医薬品により判断されることを意味するものとする。

薬食審査発第 0304015 号
平成 21 年 3 月 4 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長

バイオ後続品の承認申請に際し留意すべき事項について

医薬品の製造販売承認申請の取扱いについては、平成 17 年 3 月 31 日付け薬食発第 0331015 号医薬食品局長通知「医薬品の承認申請について」（以下「局長通知」という。）及び同日付け薬食審査発第 0331009 号医薬食品局本職通知「医薬品の承認申請に際し留意すべき事項について」（以下「課長通知」という。）により取り扱ってきたところであるが、今般、平成 21 年 3 月 4 日付薬食発第 0304004 号医薬食品局長通知「バイオ後続品の承認申請について」により局長通知の承認申請に添付すべき資料の範囲に関する改正を行ったことを踏まえ、課長通知について下記のとおり変更したので、御了知の上、貴管下関係業者に對し指導方ご配慮願いたい。

記

1. 通知の改正

課長通知

- 1) 記の 1 の(1)中「(7 の 2)、(8 の 2) 及び (9 の 3)」を「(8 の 2)、(9 の 2) 及び (10 の 3)」に改める。
- 2) 記の 1 の(5)のイ中「(7 の 2)」を「(8 の 2)」に改める。
- 3) 記の 1 の(5)のウ中「(7) 及び (7 の 2)」を「(8) 及び(8 の 2)」に改める。
- 4) 記の 1 の(5)のエ中「(9) から (9 の 4)」を「(10) から(10 の 4)」に改める。
- 5) 記の 6 の(6)のアの②中「医療用医薬品 (9)」を「医療用医薬品

(10)」に改める。

- 6) 記の6の(6)のアの③中「医療用医薬品（9の3）」を「医療用医薬品（10の3）」に改める。
- 7) 記の7の(1)中「(1)から(7)まで、(8)、(9)（9の2）及び(9の4)」を「(1)から(8)まで、(9)、(10)（10の2）及び(10の4)」に改める。
- 8) 記の7の(2)のエ中「(1)から(8の2)」を「(1)から(9の2)」に改める。

2. 適用期日

- 1) 本通知は、平成21年4月1日以降に行われる医薬品の承認申請に適用することとする。
- 2) 本日から平成21年3月31日までの間にバイオ後続品の承認申請を行う場合の申請区分にあっては、「1－(1)新有効成分含量医薬品」とすること。
但し、備考欄に「1－(7)バイオ後続品申請」と記載すること。

参 考

薬食審査発第 0331009 号

平成 17 年 3 月 31 日

(平成 20 年 10 月 20 日改正)

(平成 21 年 3 月 4 日付薬食審査発第 0304015 号審査管理課長通知により下線部を改正。

平成 21 年 4 月 1 日以後適用。)

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長

医薬品の承認申請に際し留意すべき事項について

医薬品の製造販売の承認申請の取扱いについては、平成 17 年 3 月 31 日付薬食発第 0331015 号医薬食品局長通知「医薬品の承認申請について」（以下「局長通知」という。）により通知されたところですが、その細部の取扱い等については下記によることとしましたので、御了知の上、貴管下関係業者に対し指導方御配慮願います。

記

1 承認申請書に添付すべき資料の取扱い

承認申請書に添付すべき資料（以下「添付資料」という。）については局長通知別表 1 及び 2 に示したとおりであるが、その細部の取扱いは以下のとおりとする。

（1）局長通知別表 1 のロ 2 について

局長通知別表 2 – (1) 医療用医薬品左欄の (8 の 2) 、 (9 の 2) 及び (10 の 3) 及び別表 2 – (2) 一般用医薬品左欄の (1) 、 (2) 、 (3) –①、 (3) –②及び (3) –③にあっては、当面の間、「新医薬品の製造又は輸入の承認申請に際し承認申請資料に添付すべき資料の作成要領について」（平成 13 年 6 月 21 日付薬審第 899 号）の別紙 3 を参考に作成すること。

（2）局長通知別表 1 のニについて

ア 副次的薬理に関する資料とは、期待した治療標的に関連しない被験物質の作用又は効果の機序に関する資料をいう。

イ 安全性薬理に関する資料とは、医薬品に対する暴露に関連した生体の生理

機能における望ましくない薬理学的作用に関する資料をいう。

ウ その他の薬理に関する資料には、薬力学的薬物相互作用に関する資料が含まれる。

(3) 局長通知別表1のヘ7について

その他の毒性に関する資料には、抗原性に関する資料及び依存性に関する資料が含まれる。

(4) 局長通知別表1のトについて

臨床試験成績に関する資料については、局長通知記の第2の3に基づき定められた指針等を参考に、申請医薬品の有効性及び安全性を評価するに足る症例数における試験成績を提出すること。なお、希少疾病用医薬品については、目的とする疾病の患者数が少ないことに鑑み、実施可能な症例数において有効性及び安全性が確認できる試験成績でよいものとする。

(5) 局長通知別表2—(1)医療用医薬品について

ア (6)に該当する医薬品のニ1及びホ1～4の資料については、既承認医薬品等の承認申請の際に提出された資料が利用可能な場合がある。

イ (8の2)に該当する医薬品のうち、既承認医薬品等と剤型が同一の医薬品を当該既承認医薬品等の再審査期間（既承認医薬品等と有効成分若しくはその配合割合又は投与経路が異なることにより付された再審査期間に限る。）終了後に申請する場合は、「新投与経路医薬品等の安定性試験成績の取扱いに関するガイドライン」（平成9年5月28日付薬審第425号）は適用されず、ハ1及び2の資料を添付することは要しない。

ウ (8)及び(8の2)に該当する医薬品のホ5の資料の収集・作成に当たっては、「後発医薬品の生物学的同等性試験ガイドライン」（平成9年12月22日付医薬審第487号）及び「剤形が異なる製剤の追加のための生物学的同等性試験ガイドライン」（平成13年5月31日付医薬審第783号）を参考にすること。

エ (10)から(10の4)に該当する医薬品の資料については、添付が不要とされたものであっても、個々の医薬品により添付が必要となる場合がある。

オ 放射性医薬品については、科学的に正当な理由が示される場合には、ニの資料及びへの資料の一部の添付を省略することができる。なお、非放射性標識用成分として新物質を含有する医薬品も(1)に分類される。

カ 生物製剤等については、科学的に正当な理由が示される場合には、ニ、ホ及びへの資料の一部の添付を省略することができる。

キ 専ら疾病の診断に使用されることが目的とされる医薬品であって人の皮膚にはり付けられるもの（パッチテスト用医薬品）の添付資料の範囲は、原則として本通知別表1—(1)右欄に掲げる資料とする。また、平成3年4月17日付薬発第471号「パッチテスト用医薬品の取り扱いについて」及び同日付薬

審第195号「パッチテスト用医薬品の取扱いについて」を参考にすること。

(6) 局長通知別表2—(2)一般用医薬品について

- ア (4) に該当する医薬品については、当該有効成分の有効性及び安全性に関する資料を含めること。
- イ 新一般用医薬品 ((1)、(2)、(3)—①、(3)—②、(3)—③、(4)、(5)—①、(5)—②、(5)—③、(5)—④及び(6)に該当する医薬品であって、厚生労働大臣が承認の際に指示したものをいう。)についての使用時の安全性に関する調査期間中に申請される当該新一般用医薬品と同一又は同等とみなされる一般用医薬品については、当該新一般用医薬品と同じ申請区分に該当し、同等又はそれ以上の資料を必要とする。
- ウ 新一般用医薬品の使用時の安全性に関する調査終了後に申請される医薬品であって、当該新一般用医薬品と有効成分及びその分量、用法・用量、効能・効果並びに剤型が同一又は剤型の相違が軽微のものについては、(8)に該当する。ただし、ミノキシジル及びニコチニンを含有する製剤については、当分の間、生物学的同等性に関する資料を必要とする。
- エ (7)—①類似処方一般用配合剤に該当する場合であって、関連成分の配合による薬理作用の増強がないことを既存の資料や非臨床試験において示すことが困難な場合や漢方処方にビタミン等を配合する場合にあっては、臨床試験結果の資料を必要とする。

(7) 殺虫剤・殺菌消毒剤について

- ア 殺虫剤又は殺菌消毒剤であって人体に直接使用しないものの添付資料の範囲は、原則として本通知別表2—(2)右欄に掲げる資料とする。
- イ (1)に該当する殺虫剤又は殺菌消毒剤のニ2の資料については、「一般薬理試験ガイドライン」(平成3年1月29日付薬新薬第4号薬務局新医薬品課長通知の別添)を資料を作成するための指針として差し支えないこと。また、(2)に該当する殺虫剤又は殺菌消毒剤のニ1の資料については、基礎及び実地における効力を裏付ける試験に関する資料であること。さらに、ヘ6の資料については、皮膚粘膜刺激試験及び皮膚アレルギー試験に関する資料であること。
- ウ (1)に該当する殺虫剤のニ1の資料については、各対象害虫を用いての二ヶ所以上での試験に関する資料であること。ただし、殺ハエ効力試験成績のある場合には殺蚊効力試験成績に関する資料を、殺ごきぶり効力試験成績のある場合にはトコジラミ、ノミ及びイエダニの殺虫効力試験成績に関する資料をそれぞれ省略することができる。また、殺虫主剤の長期にわたる自然蒸散による効果を目的とした殺虫剤については、昭和44年6月9日付薬製第227号「蒸散剤の取扱いについて」の規定を併せ適用する。
- エ (2)に該当する殺菌消毒剤については、殺菌消毒対象物における当該医薬品の残留性に関する資料を含めること。

(8) 新添加物を含有する医薬品について

- ア 局長通知記の第2の10に該当する新添加物を含有する医薬品を申請する場合にあっては、当該添加物の起原又は発見の経緯及び外国における使用状況等に関する資料、製造方法並びに規格及び試験方法等に関する資料、安定性に関する資料、毒性に関する資料を添付すること。
- イ 安定性に関する資料については、合理的な理由があれば、当該添加物の製剤中での安定性を示す資料をもってそれに代えることができる。
- ウ 毒性に関する資料については、信頼できる実験であれば、公表文献を使用可能である。

2 添付資料の省略の取扱い

次に掲げる事項に該当する場合には、添付資料の一部を省略することが可能である。

(1) 塩、エステルについて

有効成分の活性（有効性及び毒性）本体の化学的基本骨格が既承認医薬品等と同一（すなわち、酸塩又は金属塩であって酸又は金属が異なるもの、エステルであって活性本体でないアルコール基又は酸基が異なるもの）であり、效能・効果、用法・用量、毒性、副作用、薬理作用等が当該既承認医薬品等とほぼ同等と推定される医薬品については、当該有効成分と既承認医薬品等との体内動態（特に吸収）の類似の程度により、原則として以下の添付資料が省略可能である。この場合には、省略の正当性を裏付ける資料を併せて提出すること。

ア 毒性

反復投与毒性（長期）、生殖発生毒性、がん原性に関する資料

イ 薬理作用

効力を裏付ける試験、副次的薬理・安全性薬理に関する資料

ウ 吸收、分布、代謝、排泄

分布、代謝、排泄に関する資料

(2) 投与経路の変更

ア 毒性

投与経路の変更により、変更前の投与経路に比し医薬品の全身への暴露が増大しない場合には、原則として反復投与毒性（長期）、生殖発生毒性、がん原性に関する資料が省略可能である。この場合には、省略の正当性を裏付ける資料を併せて提出すること。

なお、投与経路の変更に伴い当該医薬品が長期に使用されるようになる場合には、相応の期間の反復投与毒性に関する資料及び必要に応じがん原性に関する資料を提出する必要がある。

イ 吸收、分布、代謝、排泄

原則として、医薬品が体循環血中に入った後の分布、代謝、排泄に関する

資料が省略可能である。この場合には、省略の正当性を裏付ける資料を併せて提出すること。

3 試験の指針

局長通知記の第2の3に規定する試験の指針は別紙のとおりとする。なお、学問の進歩等を反映した合理的根拠に基づいたものであれば、必ずしもこれらの指針に示された方法を固守する必要はない。また、今後、必要に応じこれらの指針の見直し又は新たな指針の制定を行う。

4 医療用配合剤の取扱い

(1) 配合剤の範囲

ア 配合剤とは、局長通知記の第1の2(10)に規定するとおり、有効成分を二以上含有する医薬品をいうが、ここにいう有効成分には医薬品添加物を含まない。ただし、医薬品添加物として配合した成分であっても、その分量が薬用量に近似のものは、原則として有効成分として取扱う。

イ 次のものは、原則として配合剤として取扱う。

① 二種以上の植物からの抽出物（漢方製剤を含む。）

ウ 次のものは、原則として単味製剤として取扱う。

① 合成生成物のうち、それぞれの成分を分離、精製することが困難であり、かつ、その操作を必要としないもの

② 同一植物の抽出エキス。ただし、その各部分（根、茎、葉等）における有効成分が著しく異なっているものを用いた抽出エキスを除く

(2) 医療用配合剤については、次のいずれかの事由に該当するものでなければ認められないものである。

① 輸液等用時調製が困難なもの

② 副作用（毒性）軽減又は相乗効果があるもの

③ 患者の利便性の向上に明らかに資するもの

④ その他配合意義に科学的合理性が認められるもの

(3) 新医療用配合剤の申請に当たっては、配合された有効成分の配合理由の根拠を示す資料を提出すること。当該資料は原則として臨床試験及び動物試験によるものとする。ただし、既承認医薬品等とほぼ同等と判断され、しかも配合意義が学問的に確立していると考えられるものにあっては、当該資料の添付を省略できるものとする。また、漢方製剤については、適切な成書からの当該処方の引用をもって配合理由の根拠を示す資料に代えることができるものとする。

(4) 輸液、人工腎臓灌流液等であっても、新有効成分を配合するもの、配合割合を変化させることにより新たに特殊な病態の患者を対象とするもの等、総合的に評価して有効成分、配合割合等が既承認医薬品等と類似性を有すると認められないものは類似処方医療用配合剤に該当しない。

5 共同開発における添付資料等の取扱い

- (1) 医薬品の開発を複数の者が共同して行う場合において、以下のア及びイに掲げる条件が満たされる場合には、当該複数の者のグループ（以下「共同開発グループ」という。）の構成員の全て又は一部の者が当該医薬品の承認申請を行う際に、他の構成員が作成した資料を用いることができるものとする。
- ア 共同開発グループの各構成員が当該構成員以外の構成員が作成した資料の一切（当該資料の根拠となった資料を含む。）を利用できること及びその保管責任の履行につき当該構成員以外の構成員の協力が確保されていることをその内容に含む契約が当事者間で当該共同開発グループの全ての申請前に締結されていること。
- イ 承認申請に際し、アに規定する契約書の写しが提出されること。
- (2) 共同開発グループの複数の者が共同開発に係る医薬品の承認申請を行う場合の添付資料の取扱いは以下のとおりとする。
- ア 規格及び試験方法に関する資料
- ① 各申請者が同一製造方法（軽微変更事項が異なる場合を含む。）かつ同一処方（有効成分及び添加物の含量並びに剤型を含む。以下同じ。）による医薬品の承認申請を行う場合は、共同開発グループの構成員の一人が資料を作成し、それが提出されれば、その他の各申請者はその写しを保存しておくことよい。製造方法が異なる場合には、自己の承認申請に係る医薬品の品質が、資料を提出した構成員の医薬品と同一であることを自らの責任において確認し、その記録を保存しておくことよい。
- ② 各申請者が有効成分の含量及び剤型が同一である医薬品の承認申請を行う場合は、試験方法が同一であれば、規格及び試験方法の設定根拠に関する資料については、共同開発グループの構成員の一人が作成し、それが提出されれば、その他の各申請者はその写しを保存しておくことよい。設定された試験方法に基づき設定された規格に適合することを確認する試験成績（実測値）に関する資料は、各申請者の承認申請に係る医薬品ごとに作成し、提出するものとする。
- イ 安定性に関する資料
- ① 各申請者が同一製造方法かつ同一処方による医薬品であって包装材質及び形態が同一のものについて承認申請を行う場合は、共同開発グループの構成員の一人が資料を作成し、それが提出されれば、その他の各申請者は、自己の承認申請に係る医薬品の安定性を自らの責任において確認し、その記録を保存しておくことよい。
- ② 各申請者により複数の包装材質若しくは形態がある、又は処方若しくは剤型が異なる複数の製剤がある場合は、単一の申請者がこれら複数の製剤を申請する際に必要とされる安定性に関する資料が共同開発グループにお

いて収集・作成され、それが提出されれば、その他の各申請者はその写しを保存しておくことでよい。

ウ 毒性、薬理作用、吸收・分布・代謝・排泄（生物学的同等性を除く。）に関する資料

共同開発グループの構成員の一人が資料を作成し、それが提出されれば、その他の各申請者はその写しを保存しておくことでよい。

エ 生物学的同等性に関する資料

① 各申請者が同一製造方法かつ同一処方による医薬品の承認申請を行う場合は、共同開発グループの構成員の一人が資料を作成し、それが提出されれば、その他の各申請者は、自己の承認申請に係る医薬品が生物学的に同等であることを適切な試験により確認し、その記録を保存しておくことでよい。

② 各申請者が製造方法、処方又は剤型が異なる医薬品の承認申請を行う場合には、それらが生物学的に同等であることを適切な試験により確認し、その資料を提出するものとする。

オ 臨床試験成績に関する資料

共同開発グループの構成員の一人が資料を作成し、それが提出されれば、その他の各申請者はその写しを保存しておくことでよい。

- (3) 共同開発グループの一部の者が共同開発に係る医薬品の承認申請を行わなかった場合でも、当該未申請者は薬事法第14条第5項後段に基づく基準適合性の実地調査の対象となる。

6 承認申請書の記載事項

承認申請書の各欄の記載事項は、別に定めるもののほか、次によることとする。

(1) 名称欄

ア 一般的名称は、単味生薬及び生物学的製剤基準に収載されている製剤の場合のみ記載すること。なお、我が国における一般的名称(JAN)の定まっていないものについては、併せて命名手続きをとること。

イ 販売名は、保健衛生上の危害の発生するおそれのないものであり、かつ、医薬品としての品位を保つものであること。また、医療用医薬品の販売名には、原則として剤型及び有効成分の含量（又は濃度等）に関する情報を付すこと。

(2) 成分及び分量又は本質欄

成分又は本質については規格を設定することとし、有効成分又は有効本質以外の成分又は本質についてはその配合目的を記載すること。

(3) 製造方法欄

平成17年2月10日付薬食審査発第0210001号医薬食品局審査管理課長通知「改正薬事法に基づく医薬品等の製造販売承認申請書記載事項に関する指

針について」を参考に記載すること。

(4) 貯蔵方法及び有効期間欄

製剤の承認事項のなかで、原薬のリテスト期間を設定することができるこ

(5) 規格及び試験方法欄

局長通知記の第2の3に基づき定められた指針等を参考に必要な項目を設定すること。

日本薬局方等公定書に記載の成分については、特別の理由がある場合を除いては、別紙規格でなく公定書の規格とすること。

(6) 備考欄

ア 局長通知別表2左欄又は本通知別表1左欄に示された申請区分のいずれに該当するものであるかを医療用・一般用の別を含めて記載例に従い記載すること。

① 新效能医薬品たる医療用医薬品の場合

(記載例) 申請区分 医療用医薬品(4)

② 医療用医薬品の規格及び試験方法を変更する場合

(記載例) 申請区分 医療用医薬品(10)

③ 医療用後発品の場合

(記載例) 申請区分 医療用医薬品(10の3)(○○製薬製造販売の×××と同じ)

④ 新一般用有効成分含有医薬品の場合

(記載例) 申請区分 一般用医薬品(4)

⑤ 新殺虫製剤たる殺虫剤の場合

(記載例) 申請区分 一般用医薬品・殺虫剤(2)

イ 新添加物を含有する医薬品を申請する場合には「新添加物含有」と記載すること。

ウ その他、日本薬局方収載品目、優先審査の適用を受けようとする品目、安定性試験継続中の品目又はキット製品を申請する場合にはその旨を、また、共同開発により複数の者が申請する場合には他の共同申請者名を記載すること。

エ 薬事法第14条第8項に基づく承認事項一部変更承認申請の場合にあっては、変更内容の要旨(変更前後の対比表及び当該変更理由)を記載すること。

オ 貯蔵方法、有効期間欄にリテスト期間を設定する場合には、その旨を記載すること。

カ 一般用医薬品にあっては、別に定める承認基準に基づき申請する場合には「○○○製薬製造販売承認基準による」と記載し、そのうち厚生労働大臣あて申請する場合にあっては、当該申請理由を簡潔に記載すること。

- (1) 局長通知別表2—(1)医療用医薬品の(1)から(8)まで、(9)、(10)、(10の2)及び(10の4)に該当する医薬品の申請資料については、平成13年6月13日付医薬審発第899号医薬局審査管理課長通知「新医薬品の製造又は輸入の承認申請に際し承認申請書に添付すべき資料の作成要領について」によりまとめること。その他の医療用医薬品及び局長通知別表2—(2)一般用医薬品の申請資料については、原則として以下の要領でまとめること。
- ① 概説表（別紙様式参照）
 - ② 承認申請書（写）
 - ③ 添付文書（案）
 - ④ 証明書類（申請資料の収集・作成業務を統括する責任者の陳述書、GLP・GCP関連資料、共同開発に係る契約書（写）等）
 - ⑤ 承認申請書添付資料「資料概要」（症例一覧表、副作用症例一覧表等の別冊を含む。）
 - ⑥ 添付資料一覧表
 - ⑦ 添付資料（局長通知別表2に規定する資料）
 - ⑧ その他参考となる資料
- (2) 資料編集時は、以下の点に留意すること。
- ア 規格及び試験方法に関する資料等におけるTLC等の写真、毒性に関する資料等における組織写真等が不鮮明な場合には、当該写真をアルバムで別途提出すること。
 - イ 臨床試験成績に関する資料として提出される総括報告書には、付録文書のうち治験実施計画書及び症例記録用紙の見本を添付すること。この他の付録文書については、通常、申請資料に組み込む必要はないが、審査当局から要請があった場合には速やかに提出できるようにしておくこと。
 - ウ その他参考となる資料として、既承認医薬品等の効能追加、用法・用量の変更等に係る申請の場合には承認時の資料（承認書の写し、承認時の審査報告書、資料概要、添付資料一覧表等）を、また、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による治験相談を受けた場合にはその記録に関する資料を添付すること。
 - エ 局長通知別表2—(1)の(1)から(9の2)に該当する医薬品及び同通知別表2—(2)の(1)から(7)—②に該当する医薬品にあっては、添付文書の案を提出すること。

8 その他

- (1) 厚生労働省宛に提出する申請資料の提出部数については、新医薬品については、厚生労働省分2部（正本及びその写し）及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構分1部（写し）の計3部、それ以外の医薬品については1部とすること。

(2) 輸入医薬品にあっては、その承認申請書に当該医薬品の輸入契約書又はこれに準ずる資料を添付すること。

別紙

試験の指針

1 製造方法並びに規格及び試験方法等に関する試験

「徐放性製剤(経口投与製剤)の設計及び評価に関するガイドライン」(昭和 63 年 3 月 11 日付薬審 1 第 5 号)

「新医薬品の規格及び試験方法の設定に関するガイドライン」(平成 6 年 9 月 1 日付薬審第 586 号)

「分析法バリデーションに関するテキスト(実施項目)」(平成 7 年 7 月 20 日付薬審第 755 号)

「新有効成分含有医薬品のうち原薬の不純物に関するガイドライン」(平成 7 年 9 月 25 日付薬審第 877 号)

「新有効成分含有医薬品のうち製剤の不純物に関するガイドライン」(平成 9 年 6 月 23 日付薬審第 539 号)

「分析法バリデーションに関するテキスト(実施方法)」(平成 9 年 10 月 28 日付医薬審第 338 号)

「組替え DNA 技術を応用したタンパク質生産に用いる細胞中の遺伝子発現構成体の分析」(平成 10 年 1 月 6 日付医薬審第 3 号)

「医薬品の残留溶媒ガイドライン」(平成 10 年 3 月 30 日付医薬審第 307 号)

「「ヒト又は動物細胞株を用いて製造されるバイオテクノロジー応用医薬品のウイルス安全性評価」について」(平成 12 年 2 月 22 日付医薬審第 329 号)

「「生物薬品(バイオテクノロジー応用医薬品／生物起源由来医薬品)製造用細胞基材の由来、調整及び特性解析」について」(平成 12 年 7 月 14 日付医薬審第 873 号)

「新医薬品の規格及び試験方法の設定について」(平成 13 年 5 月 1 日付医薬審発第 568 号)

「生物薬品(バイオテクノロジー応用医薬品／生物起源由来医薬品)の規格及び試験方法の設定について」(平成 13 年 5 月 1 日付医薬審発第 571 号)

「原薬 GMP のガイドラインについて」(平成 13 年 11 月 2 日付医薬発第 1200 号)

2 安定性試験

「安定性試験実施方法のガイドライン」(平成 3 年 2 月 15 日付薬審第 43 号)

「安定性試験ガイドライン」(平成 6 年 4 月 21 日付薬新薬第 30 号)

「新原薬及び新製剤の光安定性試験ガイドライン」(平成 9 年 5 月 28 日付薬審第 422 号)

「新投与経路医薬品等の安定性試験成績の取扱いに関するガイドライン」(平成 9 年 5 月 28 日付薬審第 425 号)

「生物薬品(バイオテクノロジー応用医薬品／生物起源由来製品)の安定性試験」(平成 10 年 1 月 6 日付医薬審第 6 号)

「原薬及び製剤の安定性試験へのブラケットティング法及びマトリキシング法の適用について」（平成 14 年 7 月 31 日付医薬審発第 0731004 号）

「安定性データの評価に関するガイドラインについて」（平成 15 年 6 月 3 日付医薬審発 0603004）

「気候区域 III 及び IV における承認申請のための安定性試験成績に関するガイドラインについて」（平成 15 年 6 月 3 日付医薬審発 0603007）

3 毒性試験

「医薬品毒性試験法ガイドライン」（平成元年 9 月 11 日付薬審第 1 第 24 号）

「トキシコキネティクス(毒性試験における全身的暴露の評価)に関するガイドランス」（平成 8 年 7 月 2 日付薬審第 443 号）

「医薬品のための遺伝毒性試験の特定項目に関するガイドランス」（平成 8 年 7 月 2 日付薬審第 444 号）

「医薬品のがん原性試験のための用量選択のガイドランス」（平成 8 年 8 月 6 日付薬審第 544 号）

「医薬品におけるがん原性試験の必要性に関するガイドランス」（平成 9 年 4 月 14 日付薬審第 315 号）

「医薬品のがん原性を検出するための試験に関するガイドランス」（平成 10 年 7 月 9 日付医薬審第 548 号）

「遺伝毒性試験：医薬品の遺伝毒性試験の標準的組合せ」（平成 10 年 7 月 9 日付医薬審第 554 号）

「医薬品の臨床試験のための非臨床安全性試験の実施時期についてのガイドライン」（平成 10 年 11 月 13 日付医薬審第 1019 号）

「医薬品の生殖発生毒性試験についてのガイドライン」（平成 9 年 4 月 14 日付薬審第 316 号）

「「バイオテクノロジー応用医薬品の非臨床における安全性評価」について」（平成 12 年 2 月 22 日付医薬審第 326 号）

4 一般薬理に関する試験

「一般薬理試験ガイドライン」（平成 3 年 1 月 29 日付薬新薬第 4 号）

「安全性薬理試験ガイドラインについて」（平成 13 年 6 月 21 日付医薬審発第 902 号）

5 吸收、分布、代謝、排泄に関する試験

「反復投与組織分布試験ガイドランス」（平成 8 年 7 月 2 日付薬審第 422 号）

「非臨床薬物動態試験ガイドライン」（平成 10 年 6 月 26 日付医薬審第 496 号）

6 生物学的同等性に関する試験

「承認事項一部変更承認申請に係る生物学的同等性に関する試験の取り扱い」（昭和 57

年 5 月 31 日付薬審第 452 号)

「後発医薬品の生物学的同等性試験ガイドライン」(平成 9 年 12 月 22 日付医薬審第 487 号)

「含量が異なる経口固形製剤の生物学的同等性試験ガイドライン」(平成 12 年 2 月 14 日付医薬審第 64 号)

「経口固形製剤の処方変更の生物学的同等性試験ガイドライン」(平成 12 年 2 月 14 日付医薬審第 67 号)

「剤形が異なる製剤の追加のための生物学的同等性試験ガイドライン」(平成 13 年 5 月 31 日付医薬審第 783 号)

「局所皮膚適用製剤の後発医薬品のための生物学的同等性試験ガイドライン」(平成 15 年 7 月 7 日付薬食審査発第 0707001 号)

7 臨床試験

「高齢者に使用される医薬品の臨床評価法に関するガイドライン」(平成 5 年 12 月 2 日付薬新薬第 104 号)

「新医薬品の承認に必要な用量一反応関係の検討のための指針」(平成 6 年 7 月 25 日付薬審第 494 号)

「致命的でない疾患に対し長期間の投与が想定される新医薬品の治験段階において安全性を評価するために必要な症例数と投与期間」(平成 7 年 5 月 24 日付薬審第 592 号)

「治験の総括報告書の構成と内容に関するガイドライン」(平成 8 年 5 月 1 日付薬審第 335 号)

「臨床試験の一般指針」(平成 10 年 4 月 21 日付医薬審第 380 号)

「臨床試験のための統計的原則」(平成 10 年 11 月 30 日付医薬審第 1047 号)

「外国臨床データを受け入れる際に考慮すべき民族的要因」(平成 10 年 8 月 11 日付医薬審第 672 号)

「経口避妊薬の臨床評価方法に関するガイドライン」(昭和 62 年 4 月 21 日付薬審 1 第 10 号)

「脳血管障害に対する脳循環・代謝改善薬の臨床評価方法に関するガイドライン」(昭和 62 年 10 月 31 日付薬審 1 第 22 号)

「抗高脂血症薬の臨床評価方法に関するガイドライン」(昭和 63 年 1 月 5 日付薬審 1 第 1 号)

「抗不安薬の臨床評価方法に関するガイドライン」(昭和 63 年 3 月 16 日付薬審 1 第 7 号)

「睡眠薬の臨床評価方法に関するガイドライン」(昭和 63 年 7 月 18 日付薬審 1 第 18 号)

「抗心不全薬の臨床評価方法に関するガイドライン」(昭和 63 年 10 月 19 日付薬審 1 第 84 号)

「抗悪性腫瘍薬の臨床評価方法に関するガイドライン」(平成3年2月4日付薬新薬第9号)

「抗菌薬臨床評価のガイドライン」(平成10年8月25日付医薬審第743号)

「小児集団における医薬品の臨床試験に関するガイドランスについて」(平成12年12月15日付医薬審第1334号)

「「臨床試験における対照群の選択とそれに関連する諸問題」について」(平成13年2月27日付医薬審発第136号)

「降圧薬の臨床評価に関する原則について」(平成14年1月28日付医薬審発第0128001号)

「抗不整脈薬の臨床評価方法に関するガイドラインについて」(平成16年3月25日付薬食審査発第0325035号)

「抗狭心症薬の臨床評価方法に関するガイドラインについて」(平成16年5月12日付薬食審査発第0512001号)

別紙様式

概 説 表

販 売 名		
一 般 名		
申 請 者 名		
申 請 年 月 日	平成 年 月 日	
申 請 区 分	(記載例) 医療用医薬品(1)	
添 付 資 料 の 内 容		提出した資料 (○印)
イ 起原又は発見の経緯及び 外国における使用状況等 に関する資料	1 起原又は発見の経緯 2 外国における使用状況 3 特性及び他の医薬品との比較検討等	
ロ 製造方法並びに規格及び 試験方法等に関する資料	1 構造決定及び物理的化学的性質等 2 製造方法 3 規格及び試験方法	
ハ 安定性に関する資料	1 長期保存試験 2 苛酷試験 3 加速試験	
ニ 薬理作用に関する資料	1 効力を裏付ける試験 2 副次的薬理・安全性薬理 3 その他の薬理	
ホ 吸収、分布、代謝、排泄に 関する資料	1 吸収 2 分布 3 代謝 4 排泄 5 生物学的同等性 6 その他の薬物動態	
ヘ 急性毒性、亜急性毒性、慢 性毒性、催奇形性その他の 毒性に関する資料	1 単回投与毒性 2 反復投与毒性 3 遺伝毒性 4 がん原性 5 生殖発生毒性 6 局所刺激性 7 その他の毒性	
ト 臨床試験の試験成績に關 する資料	臨床試験成績	
その他		